

# 中小企業組合等支援施策情報

## 「秋田県中小企業高度化資金」について(秋田県)

秋田県では、中小企業高度化資金に関して、従来、組合理事を連帯保証人として徴求しておりましたが、貸付事務を次のとおり変更しました。

### 1 連帯保証人に関する取扱い

#### (1) 組合に対する貸付けについて

- ・原則として、理事全員とする。
- ・ただし、組合員が占有又は共同で使用する施設に対する貸付けの場合は、当該施設を占有又は使用する組合員(※)とすることができる。

※法人の場合は、法人並びに法人の代表者及び役員1人以上

※個人の場合は、当該個人の事業経営の関係者1人以上

#### (2) 組合員に対する貸付けについて

原則として、組合員が

- ・法人の場合、法人の代表者及び役員1人以上
- ・個人の場合、事業経営の関係者1人以上

#### (3) 金融機関保証について

組合及び組合員が金融機関保証を提供する

ことができ、債権保全が図られる場合は連帯保証人を立てないことができる。

### 2 貸付審査会の設置

貸付対象事業の実現可能性、貸付金の償還可能性等、貸付けの可否を審査する機関として、外部審査委員を含む貸付審査会を新たに設ける。

#### 適用日

平成29年11月1日とする。

なお、変更前に貸付実行したものについては、従前の例による。

#### <高度化資金に関するお問い合わせ>

○秋田県産業労働部産業政策課

団体・金融班

TEL：018-860-2215

FAX：018-860-3887

○秋田県中小企業団体中央会

事業振興部

TEL：018-863-8701

## 育児・介護休業法が改正されました(秋田労働局)

養育する子が保育所などに入所できない場合等に、退職を余儀なくされることを防ぐこと等を目的として、育児・介護休業法が改正されました。改正内容については以下①～③のとおりです。

#### 改正内容①：

**最長2歳まで育児休業の再延長が可能になります**

- 育児休業は、原則として1歳の誕生日の前日までで労働者が希望する期間について取得できますが、1歳以降認可保育園等に入れられない等の事情がある場合には、1歳6ヶ月まで育児休業期間を延長することができます。
- 改正法により、1歳6ヶ月以降も認可保育園等に入れられない等の場合には、会社に申し出ることにより育児休業期間を最長2歳まで再延長できるようになりました。
- 延長する場合は、2週間前までに、事業主により申し出ることとされています。
- 育児休業給付期間の給付期間も2歳までとなりました。(詳細はハローワークまで)

#### 改正内容②：

**子どもが生まれる予定の方などに育児休業の制度などを知らせましょう(努力義務)**

- 事業主は、働く方やその配偶者が妊娠したことを知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されました。

#### 改正内容③：

**育児目的休暇を導入しましょう(努力義務)**

- 未就学児を育てながら働く労働者が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されました。

(例)配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など

改正内容は、企業規模に関わらず、全ての事業所に適用されます。従業員に周知するため、また労働条件等を定めるため、上記制度については規定化が必要となります。

規定されていない場合は、厚生労働省のホームページ記載の規定例等を参考に規定化をお願いします。

また、介護に関する制度についても、現行に則しているか、今一度、組合や組合員企業の就業規則等をご確認ください。

#### <本件に関する問い合わせ先>

秋田労働局 雇用均等室

TEL：018-862-6684